

(別添4) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。)

＜個人住民税＞

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表)

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の範囲	⑤提供方法
1	厚生労働大臣	主務省令第2条の表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
2	全国健康保険協会	主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
3	健康保険組合	主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
4	総務大臣又は都道府県知事	主務省令第2条の表4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
5	厚生労働大臣	主務省令第2条の表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
6	全国健康保険協会	主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
7	都道府県知事	主務省令第2条の表11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
8	都道府県知事	主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
9	市町村長	主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
10	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
11	市町村長	主務省令第2条の表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
12	市町村長	主務省令第2条の表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
13	都道府県知事	主務省令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
14	都道府県知事等	主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム

15	市町村長	主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
16	都道府県知事	主務省令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
18	日本私立学校振興・共済事業団	主務省令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
19	厚生労働大臣又は共済組合等	主務省令第2条の表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	主務省令第2条の表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
22	国家公務員共済組合	主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
23	国家公務員共済組合連合会	主務省令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
24	市町村長又は国民健康保険組合	主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
25	厚生労働大臣	主務省令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
26	市町村長	主務省令第2条の表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
27	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
28	都道府県知事等	主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
29	地方公務員共済組合	主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム

30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
31	市町村長	主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
32	市町村長	主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
33	都道府県知事	主務省令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
34	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
35	都道府県知事等	主務省令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
37	都道府県知事等	主務省令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
38	市町村長	主務省令第2条の表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	主務省令第2条の表98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
40	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	主務省令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
41	市町村長	主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
42	後期高齢者医療広域連合	主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
44	都道府県知事等	主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム

45	厚生労働大臣	主務省令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	主務省令第2条の表131の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
47	市町村長	主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
49	厚生労働大臣	主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
50	独立行政法人農業者年金基金	主務省令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
51	独立行政法人日本学生支援機構	主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
52	厚生労働大臣	主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
53	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
54	総務大臣	主務省令第2条の表147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
56	厚生労働大臣	主務省令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム

57	市町村長	主務省令第2条の表155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
58	厚生労働大臣	主務省令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
59	都道府県知事	主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	主務省令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
61	都道府県知事等	主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
62	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
63	都道府県知事	主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
64	都道府県知事	主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
65	都道府県知事	主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
66	文部科学大臣	主務省令第2条の表167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表168の項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表169の項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム

69	都道府県知事又は 都道府県教育委員会	主務省令第2条の表 170の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
70	文部科学大臣	主務省令第2条の表 171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
71	都道府県知事又は 都道府県教育委員会	主務省令第2条の表 172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
72	都道府県知事	主務省令第2条の表 173の項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム
73	特別徴収義務者・ 企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	当該課税台帳に記載されている者	情報提供ネットワークシステム
74	税務署	番号法第19条第9号	扶養控除否認事項を税務署にて把握するため	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)	当該課税台帳に記載されている者	情報提供ネットワークシステム

別添5 5. 特定個人情報移転

移転先1	固定資産税関係事務(資産税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する固定資産税賦課対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2	収納管理事務(納税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する各種市税賦課対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先3	滞納管理事務(納税課)	
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する各種市税滞納者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先4	国民健康保険資格事務(国保年金課)	
①法令上の根拠	番号法別表の項目44に基づく利用	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険の資格を有する者	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先5	国民健康保険賦課事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険賦課対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6	国民年金事務(国保年金課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目7に基づく利用
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民年金資格者・給付者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先7	後期高齢者医療保険事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項/2項 番号法別表の項目85 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4条
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する後期高齢者医療保険対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	介護保険事務(介護保険課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目15に基づく利用
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する介護保険対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先9	保健指導、健康診査、訪問指導に関する事務(健康推進課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項/2項 番号法別表の項目70 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4条
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する保健指導・健康診査等対象者

⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先10	生活保護関係事務(生活福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目4に基づく利用
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する生活保護対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先11	障害児通所支援事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目2に基づく利用
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する障害児通所対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先12	特別児童扶養手当支給事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目10に基づく利用
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する特別児童扶養手当対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先13	障害児福祉手当支給事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目11に基づく利用
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する障害児福祉手当対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先14	障害者総合支援事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目16に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する障害者総合支援対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先15	更生医療管理事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目16に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する更生医療管理対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先16	育成医療管理事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目16に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する育成医療管理対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先17	児童扶養手当管理・給付事務(こども政策課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目9に基づく利用
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する児童扶養手当対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先18	児童手当管理・給付事務(こども政策課・人事課・水道総務課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目12に基づく利用
②移転先における用途	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する児童手当対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先19	子ども・子育て支援新制度事務(幼稚園・保育課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目17に基づく利用
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する子ども・子育て支援新制度対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先20	公営住宅の管理事務(住宅政策課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項目27 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4条
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する公営住宅入居者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先21	改良住宅の管理事務(住宅政策課)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項目52 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 4条
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定められた用途
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する改良住宅入居者
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先22	申告支援システム(市民税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税に関する法律による地方税、森林環境税の賦課徴収又は地方税、森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定められた用途
③移転する情報	個人住民税に係る課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税に係る課税対象者(非課税者を含む)
⑥移転方法	☐ 市内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(2月頃)

移転先23	重度心身障がい者医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表二の項目18に基づく利用
②移転先における用途	福島市重度心身障がい者医療の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市重度心身障がい者医療費の助成の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先24	ひとり親家庭医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表二の項目19に基づく利用
②移転先における用途	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市ひとり親家庭医療費の助成の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先25	子ども医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二の項目20に基づく利用
②移転先における用途	福島市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市子ども医療費の助成の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先26	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて実施する保護に関する事務(生活福祉課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表二の項目21に基づく利用
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先27	福島市第3種市営住宅又は子育て定住支援賃貸住宅の管理事務(住宅政策課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表二の項目22に基づく利用
②移転先における用途	福島市営住宅等条例による第3種市営住宅又は子育て定住支援賃貸住宅の入居等に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市営住宅等条例による第3種市営住宅又は子育て定住支援賃貸住宅の入居者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先28	小児慢性特定疾病児童等の生活用具の給付に関する事務(子ども家庭課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表二の項目24に基づく利用
②移転先における用途	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業による生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する小児慢性特定疾病児童等の給付対象者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時